

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	福山B地区 (福地・福沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月9日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、丘陵地帯で福山地区の中で最も農業生産基盤の整備が進んでいる地区である。畜産主体の農業が展開されている地区であり、飼料畑としての利用が高く、畜舎等の農業施設が多く存在する。担い手の高齢化に悩む地区の一つであり、後継者問題を含めた課題がある。担い手の数は比較的多いが、今後は数が減少することが想定され、1経営体当たりの営農規模を拡大しつつ、新規就農・入り作などの新たな担い手を育成していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も畜産を主体とした土地利用を進めるとともに、家畜糞尿の堆肥化による有機性資源の農地還元を基本とした畜産農家と耕種農家の連携を促進することにより合理的な土地利用を進める。飼料作物等の作付けを行う圃場を集積・集約することで、効率的な経営に資する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	420 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	420 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農家を中心とした経営体に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積するためにも、中間管理機構の活用を進め、効率的な農地利用のあり方を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
事業の活用を柔軟に検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用見込みはない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止のために猟友会との連携など防止対策を推進する。
- ・耕畜連携によって効率的な地域農業を確立していく。